

報道関係者 各位

平成23年6月8日

【照会先】

第一部会担当審査総括室

室長 西野 幸雄

(直通電話) 03-5403-2157

東日本旅客鉄道（千葉動労）不当労働行為再審査事件 （平成21年（不再）第22号）命令書交付について

中央労働委員会第一部会（部会長 諏訪康雄）は、平成23年6月7日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次の通りです。

【命令のポイント】

～ 「列車の最高速度を10km/h減速し、回復運転を行わない」という争議行為は、労働組合の正当な行為ではないとした事案 ～

列車の最高速度を10km/h減速し、回復運転を行わないという争議行為は、意図的に会社における列車の定時運行体制に支障を生じさせるものである。しかも、乗務員の連携作業を乱して列車事故などの危険性に結びつくことも否定できない。このような争議行為は、いわゆる怠業の範囲を超えたものであり、正当な行為とは言えない。

正当ではない争議行為を理由とする戒告処分や定期昇給の一部カットなどは、不利益取扱いには当たらない。また、これらは、その根拠や程度について相当性が認められ、かつ、組合の弱体化を図ったという事情もうかがえないから、支配介入にも当たらない。

I 当事者

再審査申立人：国鉄千葉動力車労働組合（「組合」）（千葉市）

組合員約500名（平成18年9月現在）

個人申立人である組合員19名

再審査被申立人：東日本旅客鉄道株式会社（「会社」）（東京都渋谷区）

従業員約67,700名（平成18年9月現在）

II 事案の概要

- 1 本件は、組合が、平成18年3月10日から同月18日にかけて、列車の最高速度を10km/h減速し、回復運転を行わないという争議行為（本件争議行為）を行ったのに対し、会社が、①警告を発するなどしたこと、②組合所属の運転士が乗務する列車へ会社の管理者等を添乗（本件添乗）させ、現認・監視などを行ったこと、③組合員らに対し、本件争議行為実施後、事情聴取（本件事情聴取）を行ったこと、④組合員らに対し、戒告、訓告、嚴重注意の処分（本件処分）や、これに伴う定期昇給の一部カット、夏季手当の減額を行ったことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。
- 2 初審千葉県労働委員会は、上記①～④のいずれも不当労働行為に当たらないとして組合の救済申立てを棄却したところ、組合と組合員19名は、これを不服として再審査を申し立てた。

Ⅲ 命令の概要

1 主文

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) 本件争議行為は正当な争議行為か

組合らは、①本件争議行為は、通常作業と比べて作業の速度を落とす、スロウダウン（怠業）の一種であり、これによる物的施設や所有権の侵害はなく、これまで判例で「積極的態様」として理解されてきた行為は存在しない、②会社は就労を受け入れたのであり、怠業における使用者の自由意思は確保されていた、③本件争議行為の影響等について、不測の事態が生じる危険性が高まったことはないと主張するが、いずれも失当である。

すなわち、本件争議行為は、①意図的に会社における列車の定時運行体制に支障を生じさせるものであり、単に不完全な労務提供や労務の一部のみの提供という消極的態様にとどまるものではない。②また、本件争議行為への会社の対応に照らすと、会社が組合員らの就労を受け入れたからといって、本件争議行為を容認したとか、これが正当性を有するというにはならない。③さらに、本件争議行為は、乗務員等の連携作業を乱すものであり、その結果として、列車事故等を招きかねないという内在的危険性を有するものである。

以上のおりであるから、本件争議行為は、いわゆる怠業という範ちゅうを超えたものであり、争議行為として正当性の範囲を逸脱するといわざるを得ない。したがって、本件争議行為は労働組合の行為としての正当性を有しないものである。

(2) 本件争議行為を理由とする本件処分やこれに伴う定期昇給の一部カット等は、組合員らに対する不利益取扱いや組合に対する支配介入に当たるか

ア 本件争議行為は労働組合の行為として正当性を有しない。したがって、本件争議行為を理由とする本件処分やこれに伴う定期昇給の一部カット等は、労働組合の正当な行為をしたことを理由とする不利益取扱いとはいえないから、労働組合法第7条第1号の不当労働行為に該当しない。

イ 本件処分やこれに伴う定期昇給の一部カット等は、その根拠や処分の程度等において相当性が認められ、かつ、本件処分に当たって、会社が組合の弱体化を図ったとする事情もうかがえないから、労働組合法第7条第3号の支配介入に当たるとすることもできない。

(3) 会社が、①警告を発するなどしたこと、②本件添乗を行ったこと、③本件事情聴取を行ったことが、組合に対する支配介入に当たるか

ア 本件争議行為は正当な争議行為であるとはいえないから、会社が警告すること自体は不当であるとはいえない。また、警告書の内容、掲出方法等をもっても、組合の運営に不当に介入するものとはいえない。したがって、会社が警告を発するなどしたことは、労働組合法第7条第3号の支配介入に当たるとすることはできない。

イ 本件争議行為は正当な争議行為であるとはいえないことからすると、本件添乗の目的は、運転状況や違法な争議行為等の事実を把握するためであるとする会社の主張は理解できる。また、添乗の態様や状況をもっても、運転士に対してみだりに話しかけたことなどは認められず、運転速度等の確認以上のことは行っていないことから、組合の弱体化を図ったということとはできない。したがって、本件添乗は、労働組合法第7条第3号の支配介入に当たるとすることはできない。

ウ 本件争議行為は正当な争議行為であるとはいえないから、本件争議行為による就業規則違反の有無について、会社がその事実関係を確認して、弁明の機会を与えることは、それ自体何ら不当であるとはいえない。また、本件事情聴取の内容や状況を見ると、組合員に対する報復・威嚇的な言動が行われたというものではない。したがって、本件事情聴取は、労働組合法第7条第3号の支配介入に当たるとすることはできない。

【参考】

初審救済申立日 平成18年9月4日（千葉県労委平成18年(不)第1号）

初審命令交付日 平成21年6月30日

再審査申立日 平成21年7月7日